

緊急事態対策訓練の実施について

2013年2月8日

当社は、本日、浜岡原子力発電所の保安規定^{※1}に基づき、緊急事態対策訓練^{※2}を実施しましたので、お知らせいたします。

今回の訓練は、大規模地震および津波に起因する原子力災害が発生した場合の対応能力の現状把握とその向上を目的としております。また、内閣府の津波断層モデルを用いた当社の津波シミュレーションにより評価した発電所への影響^{※3}と現時点で工事が完了している津波対策設備の機能(T.P.+18mの防波壁による浸水量の抑制等)を訓練想定に取り入れ、災害対応が有効に機能することの確認をおこないました。

【緊急事態対策訓練について】

1 訓練日時 2013年2月8日(金) 9時～16時

2 訓練場所 浜岡原子力発電所、本店

3 訓練概要

[訓練想定]

御前崎市震度6強の地震が発生し、運転中の浜岡原子力発電所3～5号機が自動停止する。また、外部からの送電が停止する。その後、津波来襲によって海水取水ポンプが停止し、冷却手段を失った非常用ディーゼル発電機が停止する。これにより、発電所内の全交流電源が喪失する。さらに、原子力災害対策特別措置法第15条に定める原子力緊急事態に該当する事象^{※4}が発生する。

[訓練内容]

訓練項目	主な訓練内容
緊急時対策所における初動対応	・動員状況の把握 ・NTT電話、携帯電話が使用できない環境での通報連絡
避難誘導	・原子炉建屋大物搬入口開放作業中の地震発生を想定した現場作業員の避難誘導
応急復旧対策	・災害対策用発電機による電源確保 ・可搬式動力ポンプによる冷却水確保
緊急時操作	・災害対策用発電機を電源とした補給水ポンプおよび中央制御室空調設備の起動 ・格納容器ベントラインの作成
モニタリング	・可搬型モニタリングポストを用いた代替測定
ロボット操作	・発電所構内におけるロボット走行等の操作

今後とも継続的に訓練を実施し、対応能力の強化を図ってまいります。

※1 正式には「原子炉施設保安規定」といい、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※2 原子力事業者防災業務計画および原子炉施設保安規定に基づき、年1回実施しているものです。

※3 2012年8月に公表された内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の第二次報告について、津波高等の推計に関するデータ提供を受け、内閣府の津波断層モデルを用いた津波のシミュレーションにより、津波が浜岡原子力発電所に与える影響を評価いたしました。その結果、原子炉を速やかに冷温停止できることを確認いたしました。(2012年12月20日 公表済み)

※4 避難・退避が必要になると予想される異常な水準の放射線量が検出される事象や原子炉冷却機能喪失、直流電源喪失等の原子力緊急事態の発生を示す事象が該当します。原子力緊急事態は、内閣総理大臣により宣言されます。

緊急事態対策訓練の様子



緊急時対策所の様子



現場作業員の避難誘導

(原子炉建屋大物搬入口緊急閉止、排気筒昇降用階段への避難)



災害対策用発電機による電源確保
(建屋内の照明を消灯して実施)



格納容器ベントラインの作成
(建屋内の照明を消灯して実施)



可搬型モニタリングポストを
用いた代替測定



ロボット操作
(建屋内の照明を消灯して実施)

以上